

あなたの仕事には、**⚠️自分の賃金が労務報酬下限額以上か確認してください。**  
※詳細は裏面に。

# 「多摩市公契約条例」

が適用されています。

## ●公契約条例とは？

市が発注する公共工事、委託などに従事する「労働者の賃金や労働条件等の確保」を契約事項に加えた契約のことで、労働者の生活の安定を図り、「公共工事及び公共サービスの質を向上し、地域経済や地域社会を活性化する」ことを目指しています。

また、経営者にとっても、公正な競争機会の確保が図れるメリットがあります。



## 【どんな契約が対象？】

- 工事請負契約（予定価格5,000万円以上）
- 業務委託契約（予定価格1,000万円以上で一定の業種・種目のもの）
- 公の施設の指定管理（市内28か所の施設）
- そのほかに市長が特に必要と認めるもの

## 【適正な賃金や労働条件ってどんな内容？】

受注者はもちろん、下請業者に雇用されている労働者、派遣労働者、いわゆる一人親方まで適用となります。

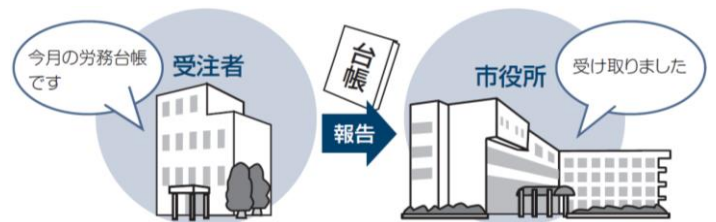


## 【公契約対象案件の受注者の義務は？】

労働者に支払った賃金が市が定める労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分を労働者に支払わなければいけません。

また、継続性のある業務委託や指定管理では、入札等で受注者が変更になった場合でも、継続雇用希望者については特段の事情がない限り雇用に努めなければいけません。

ほかにも、労務台帳の整備等や、立ち入り検査や報告など、関係者への調査に協力しなくてはなりません。



## 労務報酬下限額(賃金の下限額)が決まっています

### ●工事の場合…

熟練労働者は、**東京都の職種ごとに国が定める単価の90%以上**、熟練でない労働者も、**時給1,075円以上**の賃金を確保することになっています。そして、熟練労働は職種ごとに80%以上を確保しなくてはなりません。

※裏面に「労務報酬下限額一覧表」掲載

たとえば特殊作業員の場合



熟練労働者  
時給  
2,723円以上  
(令和2年度)

### ●業務委託契約、指定管理者の場合…

**職種ごとに設定した時給単価以上**の賃金を支払わなければいけません。

※60歳以上の方は対象外

熟練者でない人  
時給  
1,075円以上  
(令和2年度)



## 条例に違反した場合は？

この条例に違反しているとわかったときは、市は是正するために必要な措置を講ずることを命じます。

受注者や受注関係者が市の命令に従わなかったり、報告をしなかったり、虚偽の報告をしたとき等は、当該契約を解除し、公表します。併せて、市は受注者に対して損害賠償または違約金の支払いを命じます。

また、労務報酬下限額等の諮問、条例施行状況検証等のため労使代表が参加した公契約審議会を設置し、審議します。

問合せ 多摩市役所総務部総務契約課

☎ 042-338-6808 / FAX 042-339-1490

⚠ あなたの仕事には公契約条例が適用されています。

# “労務報酬下限額以上の賃金” を受け取っているか確認してください。

労務報酬下限額未満の場合は、申し出することができます。

## 申し出先

※①～③に申し出が出来ます。  
申し出のご相談は①にお問合せください。

### ①発注者

多摩市役所 総務部総務契約課  
住所 〒206-8666 東京都多摩市関戸6-1-2-1  
電話 ☎ 042-338-6808 / FAX 042-339-1490

### ②受注者（元請業者）

※多摩市と公契約を締結する者

### ③受注関係者（下請負者等）

※労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第8号。）の規定により受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者

申し出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けることはありません。

※公契約対象案件については多摩市公式ホームページで確認できます。

多摩市公式ホームページ トップページ (<http://www.city.tama.lg.jp/>) ⇒ 契約・入札 ⇒ 公契約関係 ⇒ 労働者の皆様へ

## 令和2年度労務報酬下限額一覧表（工事：熟練労働者）

単位：円/時間

職種	下限額	職種	下限額	職種	下限額
特殊作業員	2,723	さく岩工	3,330	左官	3,072
普通作業員	2,375	トンネル特殊工	3,275	配管工	2,577
軽作業員	1,700	トンネル作業員	2,700	はつり工	2,790
造園工	2,385	トンネル世話役	3,635	防水工	3,330
法面工	3,015	橋りょう特殊工	3,342	板金工	3,095
とび工	3,038	橋りょう塗装工	3,465	タイル工	
石工	3,072	橋りょう世話役	3,825	サッシ工	2,847
ブロック工	2,847	土木一般世話役	2,768	屋根ふき工	
電工	2,870	高級船員	3,275	内装工	3,072
鉄筋工	3,060	普通船員	2,588	ガラス工	2,768
鉄骨工	2,858	潜水士	4,557	建具工	
塗装工	3,140	潜水連絡員	3,140	ダクト工	2,510
溶接工	3,365	潜水送気員	3,117	保温工	2,543
運転手(特殊)	2,678	山林砂防工	3,027	建築ブロック工	
運転手(一般)	2,217	軌道工	5,018	設備機械工	2,588
潜かん工	3,342	型わく工	2,892	交通誘導警備員A	1,710
潜かん世話役	3,950	大工	2,847	交通誘導警備員B	1,485
				<b>熟練労働者以外</b>	<b>1,075</b>

## 令和2年度労務報酬下限額（委託・指定管理）

※60歳以上の方は対象外

単位：円/時間

職種	下限額	職種	下限額	職種	下限額
公園管理業務		下水道管渠清掃等業務 (補助作業員を除く) (下水道管渠内における 清掃業務及びこれに伴う 準備・片付け業務)	1,328	学校給食センター調理等 業務	1,080
施設の樹木管理業務	1,053			学校給食配送業務委託	1,080
法面維持管理業務		可燃物等収集運搬業務	1,073	学校給食配膳業務委託	1,050
街路樹の維持管理業務 (街路樹等の補助作業員を除く)	1,060			左記以外の業務・指定 管理協定	1,046

## 労働基準法に規定する所定労働時間及び休日

- ・使用者は、原則として、1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはいけません。
- ・使用者は、労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩をあたえなければなりません。
- ・使用者は、少なくとも毎週1日か、4週間を通じて4日以上の日をあたえなければなりません。
- ・時間外労働協定等がある場合はそれに従わなければなりません。

発行・制作：多摩市総務部総務契約課